

山梨県保育所の設置認可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置する場合の基準等については、この要綱に定めるところによる。

(関係法令等への適合)

第2条 保育所の設置運営については、法第45条第1項の規定に基づき定められた山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年12月27日山梨県条例第63号。以下「最低基準」という。）、その他の関係法令に適合するものであること。

(保育所設置認可の方針)

第3条 県は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）に即して定めた、やまなし子ども・子育て支援プラン（平成27年3月策定）に基づき、需給調整を踏まえ、認可を行うこととする。

(保育所の基本的要件)

第4条 保育所の認可に当たっては、次の要件を満たすものとする。

2 保育所の定員は、20人以上とすること。

3 設置経営主体

(1) 社会福祉法人又は学校法人

最低基準のほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準に適合するもの。

(2) 社会福祉法人及び学校法人以外の者

「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の定めるところによる。

4 土地及び建物の所有

(1) 保育所の設置に必要な土地及び建物のいずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。

(2) 既に第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業を行っている社会福祉法人及び社会福祉法人以外の者にあつては、保育所の設置に必要な不動産のすべてについて国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることができるものとする。

(3) 不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は、次の要件を満たしていること。

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として地上権又は賃借権を設

定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合。

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保、公的主体による継続的補助等安定的に賃借料を支払うことができる財源が確保されていること。

エ 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、ウの財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安定性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

オ エの1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）については、地上権・賃借権の登記、賃借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内でも差し支えないこと。

カ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（設置に係る認可の申請）

第5条 法第35条第4項の規定並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第2項及び3項の規定による設置に係る認可の申請は、児童福祉施設設置認可申請書（山梨県児童福祉法施行細則（昭和62年山梨県規則第15号）第15号様式）に次に掲げる書類を添付し、別途定める日までに、知事に対して申請するものとする。

2 前項の申請を行う者は、認可を受けようとする保育所の利用定員、開所日数及び開所時間等について、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴くものとする。

3 第1項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類（別紙1）

(2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類（別紙2）

(3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類（別紙3）

(4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図

(5) 保育に関する全体的な計画書及び指導計画書（別紙4）

(6) 保育に従事する職員の研修計画書（別紙5）

(7) 管理運営体制に関する書類（別紙6）

(8) 資産状況に関する書類（財産目録・収支計算書又は損益計算書・賃借対照表・通帳の写し等）

(9) 土地及び建物に関する書類（登記簿謄本・賃貸借契約書等）

(10) その他知事が必要と認める書類

(市町村の長への協議)

第6条 知事は、保育所の設置の認可に当たっては、認可を受けようとする保育所の利用定員、開所日数及び開所時間について、施設の所在する市町村の長に対し、保育所設置認可協議書（別紙7）により協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 山梨県保育所設置認可要綱（平成13年2月7日施行）は廃止する。ただし、山梨県保育所設置認可要綱に基づき認可された保育所については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和6年7月22日から適用する。